

新町中学校 PTA 会員の皆様

PTA 総合保険のご案内

令和 3 年 6 月

■ PTA団体傷害保険の内容

1. 本保険のご契約者

貴PTAになります。

(PTA組織の一部加入やPTA会員の個別加入はできません。)

2. 被保険者(保険の対象となる方)

本保険の対象となる方は次のとおりです。

(1)PTA会員(※1)

(2)PTAの属する学校・保育所に在籍する児童・生徒

(3)PTA会員の同居の親族

(4)PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている方(※2)

(※1)父母会員および教師会員をいいます。

(※2)PTA行事に参加するボランティア等をいいます。

3. 保険金をお支払いする場合

被保険者が次に掲げる間に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ(※1)に対して保険金をお支払いします(ただし、日本国内における事故に起因するものにかぎります。)

(1)被保険者がPTA会員の所属するPTAの管理下(※2)においてPTA行事に参加している間

(2)被保険者がPTA行事(※3)に参加するためPTAが指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中

(※1)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みま
す(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

(※2)PTAの管理下とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

(※3)PTA行事とは、PTAが企画、立案し、主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(いかなる
名称であるかを問いません。)に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

(注)独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象になりうるべき傷害事故の場合は、この
保険の対象となりませんのでご注意ください。

■ PTA団体傷害保険の内容

4. お支払いする保険金の種類

- (1) 死亡保険金……………事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
- (2) 後遺障害保険金……………事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
- (3) 入院保険金……………事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- (4) 手術保険金……………事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合に、入院中に受けた手術については入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術については入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、「入院中に受けた手術の場合」の手術保険金をお支払いします。
- ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1)
 - ② 先進医療に該当する手術(※2)
- (※1) 以下の手術は対象となりません。
創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術
- (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。

■ PTA団体傷害保険の内容

(5)通院保険金……………事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

(注)これらの保険金は、労災保険・健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等とは関係なくお支払いします。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

(1)次の理由により生じたケガに対しては保険金をお支払いしません。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ④脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑦地震・噴火または津波による事故

など

■ PTA賠償責任保険の内容

PTAは、児童、生徒の健全な成長をはかるために、スポーツ行事や文化行事を主催しますが、その際生じた事故によりPTAまたはPTAの児童、生徒等が法律上の賠償責任を負う場合、それによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

1. 本保険のご契約者

貴PTAになります。

(PTA組織の一部加入やPTA会員の個別加入はできません。)

2. 被保険者(保険の対象となる方)

本保険の対象となる方は次のとおりです。

(1) PTAが負担する賠償責任については・・・

貴PTA

(2) 児童、生徒等が負担する賠償責任については・・・

・貴PTAの児童・生徒

・貴PTAの児童・生徒の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって

貴PTAの児童・生徒を監督するもの(貴PTAの児童・生徒の親族にかぎりませぬ。)

3. 保険金をお支払いする場合

(1) PTA管理者が負担する賠償責任

PTA活動遂行中に発生した次の①または②の事故につき、貴PTAが法律上の賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

① PTA活動遂行中、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合(PTA活動危険)

<事故例> ・水泳大会を開催中、児童が死亡し監督上の責任を問われた。

・映画会を主催したところ、入場者多数のため将棋倒しとなりケガ人がでた。

■ PTA賠償責任保険の内容

②貴PTAが学校等第三者から借用したスポーツ用具や教育資材等(受託物)をPTA会員や児童、生徒が壊したり、紛失したり、盗まれたりした場合(受託物危険)

＜事故例＞ ・学校から借りたバレーボールネットが盗まれた。

(2)児童、生徒等が負担する賠償責任

PTAの児童、生徒が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。(児童・生徒賠償危険)

＜事故例＞ ・PTAの児童が誤って他人の自動車にキズをつけてしまい、児童の親が監督上の責任を問われた。

4. お支払いする保険金の種類

(1)被害者に支払うべき損害賠償金

(2)被害者に対する応急手当、その他緊急措置に要した費用

(3)訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士費用

5. 保険金をお支払いできない主な場合

(1)保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任

(2)戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任

(3)地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任

(4)被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、その他の工事に起因する賠償責任

(5)自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任

(6)飲食物に起因する賠償責任

(7)被保険者が借用した受託物の欠陥、自然の消耗または性質による破損に起因する賠償責任

(8)被保険者が借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された受託物の破損に起因する賠償責任
など